

- 6 集団資源回収事業については、合併時に再編する。
- 7 一般廃棄物収集運搬許可については、合併時に再編する。

協議第52号 協定項目22 - 18 環境対策事業の取扱いについて

- 1 環境保全条例については、合併後、速やかに再編する。
- 2 環境審議会については、合併後、速やかに再編する。
- 3 公害防止協定については、合併時に再編する。
- 4 地球温暖化対策については、合併後、速やかに再編する。
- 5 土砂等による土地の埋立て等の規制については、合併後、速やかに再編する。

協議第53号 協定項目22 - 19 農林水産業振興事業の取扱いについて

- 1 農業振興地域整備計画については、合併後、速やかに再編する。
- 2 米生産調整対策事業については、現行のとおりとし、国及び県の施策動向を見極めながら調整する。
- 3 森林整備計画については、合併後、速やかに再編する。

協議第54号 協定項目22 - 20 商工、観光事業の取扱いについて

- 1 融資制度については、合併時まで再編する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の制度を適用する。
- 2 利子補給制度については、玉川村の例により、合併時に統合する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の利子補給率を適用する。
- 3 商工会については、それぞれの事情を尊重し、統合するよう調整に努める。補助金については、別途協議の上、合併後に再編する。
- 4 観光協会については、関係する団体と協議し、合併後に再編する。
- 5 祭り・イベントについては、現行のとおりとする。ただし、「木のむらフェスティバル」及び「玉川まつり」については、合併後、速やかに再編する。

協議第55号 協定項目22 - 21 勤労者、消費者関連事業の取扱いについて

- 1 勤労者住宅資金融資制度については、現行のとおりとする。
- 2 消費生活相談については、現行のとおりとする。

協議第56号 協定項目22 - 22 道路、河川事業の取扱いについて

- 1 道路については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。道路新設、改良については、新町建設計画及び既存の整備計画を基に、合併後、速やかに新町道路整備計画を策定し、計画的に実施する。
- 2 河川については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。河川事業については、合併後、速やかに新町河川整備計画を策定し、計画的に実施する。
- 3 地籍調査事業については、現行のとおりとし、合併後、速やかに事業計画を策定し、計画的に実施する。